



Title	19世紀初頭の日露外交 : 高田屋嘉兵衛拿捕・拉致事件を通してみる : 国後・函館の日露交渉
Author(s)	生田, 美智子
Citation	言語文化研究. 2011, 37, p. 265-290
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/24688
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

19世紀初頭の日露外交： 高田屋嘉兵衛拿捕・拉致事件を通してみる

—国後・箱館の日露交渉—

生 田 美 智 子

В 1806 -1813 гг. в русско-японских отношениях создалось настолько кризисное положение, что в Японии их называли даже «войной». Однако благодаря деятельности Такадая Кахэй и П. И. Рикорда японцы и русские смогли урегулировать эту ситуацию. В настоящей статье будет рассмотрен секрет успеха этой дипломатии с четырех сторон: а) где проходили переговоры и кто был на них посредником, б) кто работал переводчиком, в) каковы были дипломатические ритуалы, г) какова была логика разрешения конфликта.

Анализ этих аспектов позволяет проследить, как японская система изоляции страны уже в то время дала трещину и как с помощью России готовилась «мягкая посадка» для открытия страны.

キーワード：コトバ, 外交儀礼, 紛争解決論理

はじめに

ここで言う国後・箱館の日露交渉とは、二国間の境界領域をめぐる「日露戦争」とまでいわれた武力紛争の連鎖を断ち切り、平和な状態をもたらした1813年6月と同年9月の日露会談のことをさす。18世紀に入り北太平洋が西洋列強の領土分割競争時代に入ると、日露関係は今までとは異なった様相を呈するようになった。すなわち、新しい領土発見の段階から領土の探検、開拓の段階に入ったのである。本稿が扱う国後・箱館会談はゴロヴニン釈放のための日露交渉である。しかし、ロシア側が常に捕虜解放とともに通商関係樹立や国境画定を交渉事項として盛り込もうとしたことから明らかなように、日本型対外システムと西洋型対外システムの激突の産物であったといえる¹⁾。昨今の尖閣諸島問題からも明らかなように、領土・領海をめぐる紛争はあらゆる国際紛争でも決定的に対立をひきおこすテーマである。

当時日本は、いわゆる「鎖国」時代であったので、ロシアへの根回しはできず、パイプもなかった。外交交渉を担ったのは、1812年の高田屋嘉兵衛拿捕・拉致事件の当事者自身であった。すなわち、ロシア軍艦の副艦長П. И. Рикордと彼に拿捕された観世丸の船長高田屋嘉兵衛である。異例だったのは連絡や交渉に当たった者の地位だけではない。交渉の場も外国に開かれた唯一の窓口である長崎ではなく、蝦夷地（国後と箱館）²⁾であった。

同事件が高田屋嘉兵衛とリコルドの献身的努力により平和的手段で解決され、B. M. ゴロヴニンが釈放されたことは、あまりに有名であるが、両国の不安定要因である国境を画定するという日露の交渉議題は次回に持ち越され、そのうちやむやになってしまったということは必ずしも知られていない。それ以後国家レベルでは1853年までロシアは日本に通商関係を迫ることはなく、以後40年間日露関係は沈静化した。事件後ゴロヴニンが出版した『日本幽囚記』はヨーロッパ各国語に翻訳された。この書によりヨーロッパにおける日本イメージが好転したことから、この事件では結果（異文化理解や日露友好）の側面がクローズアップされてきた。このことは先行研究においても、日露友好に関する記述が突出して多いことから裏づけられるだろう。また、回想録、文学作品や教材からは、この事件に関連した人々の立派さや度量の広さ、人間としての信頼関係構築の大切さについて多くの教訓を得ることができる。

この紛争は、当時も今も日本では、H. A. フヴォストフの蝦夷地襲撃事件、ゴロヴニン幽囚事件、高田屋嘉兵衛拿捕・拉致事件として語られ、ロシアでは“*Курильская поэма* (クリル叙事詩)”として北太平洋交易国家建設を夢みたロシア人のロマンとして語られてきた³⁾。このような事件認識のまるで異なる日露が武力衝突にまで発展した日露紛争を対話により円満に解決できたのは、なぜか。奇跡を必然に変えたプロセスを、①交渉地、②コトバ、③外交儀礼、④紛争解決論理の四つの要因に集約して検討したい。

1 外交における国際秩序

本論で扱う事例の前提として日本型対外システムと西洋型対外システムの摩擦が前提にある以上、まず最初に両秩序を概観しておきたい。

1-1 日本型国際秩序

江戸時代の日本の対外関係は、切支丹禁制、日本人の海外往来禁止、幕府による対外貿易と海外情報の独占的管理支配などを特徴としていた。一般に「鎖国」という言葉で表現されてきた対外関係のあり方である。対外交流を制限した時代ではあったが、人、モノ、カネ、情報の流れは途絶えることがなかったことは今日ではよく知られている。

四つの口と言われる長崎口、対馬口、薩摩口、松前口を通じて限定された諸国や諸地域と結ばれていたのだ。すなわち、長崎では幕府の直接管理のもと中国商人やオランダ商人との貿易活動が行われていた。対馬では宗氏を介して朝鮮との国交と貿易を維持し、薩摩では島津氏を介して琉球支配と交易、松前では松前氏を通じて蝦夷・アイヌ支配と交易の統制がおこなわれていた。

江戸時代の対外関係で日本が用いた語彙や文法が東アジアの中国を中心に成立していた伝統的な国際秩序からとったものであることから明らかなように、日本はもともと中国を中心とする東アジアの国際秩序（華夷秩序）に入っていた。華夷思想では中国は世界でもっとも文化の卓越した中央であるとし、周辺の諸国は文化の遅れた地とし、夷（狄、蛮、戎）と称した。

「礼文の所在するところを『華』とし、周辺部が波状的に『夷（狄，蛮，戎）』になっていくという自他認識」⁴⁾である。ところが、17世紀に明（漢民族）が当時の東アジアでは野蛮人とされていた清（満洲族）に滅ぼされたことから、日本は清を中華ではない華夷変態の国とみなし、自国を「神国」「武威の国」とするエスノセントリズムで従来の対外関係を再編成した。荒野泰典氏が指摘したように、日本を中心とした国際秩序が作られ、朝鮮・琉球（「通信国」）、中国人・オランダ人（「通商国」）、蝦夷地（アイヌ等「撫育」）がその構成員とされた⁵⁾。

その国際秩序の特徴は、第一に、自国の民と外国人との自由の関係は禁止するが、対外関係を国家権力が独占し（「海禁」）、第二に、朝鮮、琉球、中国、オランダ、アイヌと将軍とが礼的關係で結ばれている（「華夷秩序」）ことにあったという⁶⁾。それが目にみえる形であらわれているのが、朝鮮通信使節や琉球通信使節の江戸上りであり、オランダ商館長の江戸参府だった。中国に対しては長崎奉行が八朔礼の時に対面し、アイヌに対しては松前氏や幕府の巡検使に対する「ウイマム」や「オムシャ」⁷⁾をおこなった。

日本型国際秩序は、茂木敏夫氏によれば、文化的優越性を根拠とした中国の華夷秩序と異なり、「武威」や天皇の「万系一世」が根拠とされた⁸⁾。日本だけでなく、明から清への交代は周辺諸国においては中華から夷狄への変態と認識され、朝鮮やベトナムなどでも自らの国を中華とする認識がうまれた。さらに、東アジア国際秩序の枠内では、日本と中国の間の琉球や、朝鮮と日本の間の対馬のように両属が形成され、双方との交流が行われた。

以上のように、ロシアと出会う以前の日本は、朝鮮、琉球、中国、オランダ、蝦夷地という限定された諸国や地域との間に礼的關係を結び、将軍を頂点としてこれを序列化し、ゆるやかに統合するという日本中心の国際秩序を維持していた。この対外関係は政権の正当性を誇示するとともに、平和を保障しており、この秩序の中では漂流民送還の制度も整っていた。それは西洋のような主権国家同士の対等な関係ではなく、階層関係で成立している国際秩序であった。

1-2 西洋型国際秩序

A. Ф. ボルンコフ氏によれば、外交儀礼がロシアで生まれたのは、15-17世紀のことである⁹⁾。ロシアが国際舞台に積極的に登場するようになったのは約2世紀半続いた「タタールのくびき」を脱したイワン三世のころであった。当時のロシア外交儀礼のノルマにはキプチャック・ハーン国の服属国の要素とビザンチン帝国の継承国の要素がからみあっていた。

カエサルに由来するツァーリという言葉は古代ロシア語では「権力者、君主」を意味するが、11世紀にはビザンチン皇帝を指し、13世紀のモンゴル侵入以後はタタールのハーンも指すようになった。ロシア皇帝のタイトルとして用いたのは、1547年イワン雷帝をもって嚆矢とする¹⁰⁾。

外交儀礼の研究家であるЛ. Я. Юзефович氏によれば、16世紀の外交儀礼はロシア・ヨーロッパ関係とロシア・タタール関係とは異なっていたという¹¹⁾。全体として、対ヨーロッパ関係に比べ対タタール関係の外交儀礼は簡素であった。対タタール関係ではロシア君主の独立した立場を強調することが主で、その威信に関する配慮は優先課題ではなかった。これに対し、

対ヨーロッパ関係では外交関係の対等性を保つことが最も重要な課題であった。たとえば親書の受け取りであるが、ツァーリは対ヨーロッパ関係では厳密な対等原則を貫き、同格の相手、すなわち君主からの書翰しか受け取らなかったのに対し、対タタール関係ではハーンのみならず、その妻や親族、政府高官からの書翰も受け取ったという。つまり、ロシアはハーン国と西洋諸国との間で、外交儀礼の原則をプラグマティックに使いわけていたといえる。

18世紀になると、ピョートル大帝は西洋式の新都サンクトペテルブルグを建設し、「ヨーロッパへの窓」を開き、軍事、財政、行政、教育、教会などあらゆる面で西洋化を推進して、国の大改造をおこなった。その中には外交儀礼に関する新しい西洋式ノルマの創出もあった。これらの一連の動きは、ロシア国家の威信を高め、西欧が抱く野蛮国としてのロシアイメージ¹²⁾を払拭するという狙いがあった。

1700-1721年の北方戦争でロシアがスウェーデンに勝利して以来ヨーロッパ諸国のロシアを見る目は変わってきた。ロシア自身の対外姿勢も変化した。ピョートルは主要なヨーロッパ諸国に大使館や領事館を設置し、積極的に国際舞台にうって出た。西洋の模倣をするだけでなく、1721年にロシアは帝国（インペリア）と称し、ピョートルは皇帝（インペラートル）の称号を名のった。

西洋キリスト教国間の対等関係に基礎をおく国際秩序のメンバーになったことは、東洋の国際秩序観に異質な要素を持ち込むこととなった。キプチャック・ハーン国の後継国家であるシビルハーン国を16世紀中葉に征服してからは、ロシアは毛皮をもとめてシベリアの征服につきすすんだ。南方ルートによる東進は清国によって阻まれ、1689年に露清間で締結されたネルチンスク条約により、ロシアはアムール流域から排除された。しかし、交易面ではロシアは定期的に北京にキャラバンを送り、清国に三跪九叩頭の礼と貢物を捧げるかわりに、立派な回賜をもらい、大きな利益をあげていた。

1727年には露清間にキャプタ条約が結ばれたが、この条約でも中国はロシアとの交易を朝貢とみなし、ロシアも貿易を維持するために三跪九叩頭の礼をした¹³⁾。しかし、ロシアが西洋の一員としての自意識を強めるにしたがって、叩頭の礼をすることを嫌うようになった。ついに、1805年にはアムール川の航行権の交渉のため清国へ遣されたゴロフキン使節は、嘉慶帝に対し三跪九叩頭の礼をするのを拒否し、サンクトペテルブルグに送り返される事件が起きたのである。

19世紀初頭にはロシアは、15世紀末以来の独特の外交処理の方法や論理のあり方（西洋と東洋の外交儀礼を使いわけ）をなくし、西洋国際秩序に準拠するようになっていた。

2 日本型国際秩序と西洋型国際秩序のずれ

ここでは、次章で検討する嘉兵衛の知恵と工夫を浮き彫りにするために、①交渉地、②コトバ、③外交儀礼、④論理の四点にしぼって、従来の日露交渉における摩擦を略述しておきたい。

2-1 交渉地

1792年、最初の遣日使節団が根室沖に姿を現した。船上には3人の伊勢漂流民を連れていた。漂流民送還をカードに日本を通商関係樹立交渉のテーブルにつかせようとしたのだが、表向きの来航趣旨は漂流民送還が主目的で、通商関係樹立は副次的だった。使節のA.K.ラクスマンは中央政府に漂流民を引き渡すよう命令を受けているとして、江戸への回航希望を表明した。防備体制の整っていない江戸への回航は避けなければならなかった。当時、通信・通商関係のない国の船による漂流民受領は長崎以外ではありえなかった。しかし、松平定信は長崎に回航を命ずることは、漂流民を送還してくれた使節に対し礼を失することであり、また途中で江戸に寄航される恐れもあるとして、松前で漂流民を受領することにした。

ロシア応接掛には、目付の石川将監と村上大学が宣諭使として派遣された。彼らには六位の衣冠と刀が与えられた。彼らの任務は交渉ではなく、わが国の国法を宣じて諭すことだった。こうした名目をたてなければ、幕府としても松前でロシア使節に面会することができなかった。

1804年、第二回遣日使節のH. II. レザノフが来日する。第二回使節レザノフの場合は、はじめから長崎に来ているので、交渉地に関しては日本の国際秩序の枠内の行動であったので、この点に関してはもめることはなかった。

使節団は仙台漂流民を護送していたが、今回の来航目的は通商関係樹立が第一で、漂流民送還は第二課題であった。アレクサンドル I 世の国書には、長崎一港、ロシア船一隻に限定せず、他の港へも多くの船の入港を許可してほしいという申し出がなされ、開港地を決める交渉に入るようにとの要請と、ロシアも日本に対し国の全域を開放することが明記されていた¹⁴⁾。ロシアは対等の通商関係樹立を申し出たのである。

第二回使節団の場合も派遣されたのは宣諭使で、目付の遠山金四郎景晋が任にあたった。

2-2 コトバ

第一回使節の時には、通訳には、イルクーツクの日本語学校出身のトゥゴルコフが任にあたった。日本はロシア側が持参したシベリア総督ピーリの書簡の受理を拒否し、その一方で国法（鎖国制度の堅持）をロシア側に理解させようとした。日常会話レベルの日本語能力しかないトゥゴルコフとロシア語を全く知らない徒歩目付の後藤重次郎ならびに小人目付の富山元十郎がその任にあたった。日本側が渡した国法の論書は、通訳の日本語能力を考慮して、漢文ではなく、和文が採用された。漢文であれば、露清間には通商関係があるので、帰国後ロシアはそれを解読できたであろう。しかし、かみくだいたわかりやすい和文だったので、ロシア側はついに正確な内容を知ることはなかった。

レザノフの場合は交渉地が長崎であったので、日露交渉はオランダ語を通じておこなわれた。ロシア側は、ロシア語、満州語、日本語での交渉を想定していた。たとえば、アレクサンドル I 世の国書はロシア語・満州語・日本語文の三種であった。しかし、日本語訳書は、「和語ノ文字ハ相分り候へ共、主意一向相分ラズ」というものだった。ロシア語、満州語で書かれた国書

の内容も分からなかった。結局、まずロシア語がフランス語に訳され、フランス語がオランダ語に、ついで日本語へと翻訳された。使節団のラングスドルフ、オランダ商館長のドゥーフ、日本人のオランダ通詞が翻訳にあたった。

2-3 外交儀礼

使節の肩書から見てみよう。1792年にロシアが日本に派遣した最初の遣日使節は、地方都市の守備隊長である20代のアダム・ラクスマンで、伊勢漂流民を連れ、イルクーツク総督ピーリの松前藩主宛書翰を持参していた。最初の使節で、日本側の出方を試す位置づけのもので、断られても面子をつぶさないように、女帝からの国書持参や大物大使派遣は避けた。

1804年、第二回遣日使節のレザノフが来日する。ラクスマン使節来航から13年が経過していた。ロシアは、信牌（一回限りの長崎寄港許可書）を携行しているので通商関係樹立交渉の成功を疑わず、使節はツァーリから日本皇帝（将軍）宛の国書をたずさえ、使節の身分も侍従長だった。レザノフは国策会社露米会社の総支配人でもあり、日本との交易樹立により露米会社が抱える物資補給と毛皮販路の開発問題の解決を目論んでいた。

礼式に関しては、ラクスマンは日本側から靴を脱ぐことと平伏の礼をすることを要求されたが、日本の要請に対し靴を脱ぐのは礼法の観点から、平伏の礼は宗教の観点から断固拒否した。結局妥協が図られ、それぞれが自文化のコードに則った外交儀礼を採用することになった。日頃は穏やかなラクスマンの強硬な態度は、日本の対外関係で常識となっている礼式であっても、非常識となる世界があることを物語っていた。幕府が西洋の国を知らないわけではなく、将軍は長崎出島から定期的に江戸参府にやってくるオランダ商館長を引見していた。しかし、オランダ人は将軍拝謁の際、日本人同様に、靴をぬぎ、正座平伏の礼をしていたので、外交儀礼を巡ってもめることはなかった。外交儀礼を巡るロシアとの論争は、華夷秩序とは別の儀礼を要求する国際秩序があることを日本に教えるものであった。

レザノフの場合は、外交儀礼に関する通詞との予備折衝で、日本側に靴を脱ぐこと、座礼すること、帯剣しないことなど、すべて日本型国際秩序の礼式をおしつけられた。レザノフは通商関係樹立が第一と考え、日本側の要求にしたがった。彼が激怒した第一の原因は、日本側の外交儀礼を押し付けられたからというよりは、外交折衝に関し合意した事項が守られなかったことであった。

2-4 論理

ラクスマンの時は、遣日使節が漂流民送還を正面にかかげて来航したので、日本側もこれに対応して漂流民問題を中心にすえた文書「異国人に被諭御国法書論書」を手渡した。通商問題に関しては同書で新規渡来国との通交通商関係一般を拒否する。その一方でロシアに残留した漂流民を送還してくる場合にそなえて信牌を渡すなど¹⁵⁾鎖国に対する玉虫色の対応が見られた。

レザノフの場合、渡来目的は、国書・献上物を江戸に奉呈し、日本との通商関係樹立することにあるとしていた。それに対応して幕府の決定も通交・通商問題を正面にすえた「御教諭御

書付」を手渡し、朝鮮、琉球、オランダ、中国以外の国とは対外関係をもたないと来航許可国を具体的に列挙して、「鎖国」の原則を宣言した。漂流民送還問題にはほとんど焦点があたっていない。通商拒否の理由としては、「海外無償の物を得て我国有用の貨を失う」をあげた。さらに「長崎奉行申渡」を渡し、1793年に手渡した「異国人に被論御国法書論書」で国書持参を禁止しておいたとし、以前に信牌を授与した理由をロシア残留漂流民を長崎に送還するためであったと説明し、退帆を命じた。

ロシアから見れば日本の「鎖国」秩序は、オランダの日本貿易独占体制であった。当時のロシア外務省がレザノフ使節の失敗原因を分析した覚書がロシア海軍文書館に残っているが、日本貿易独占体制にロシアを参入させまいとするオランダの妨害とみている¹⁶⁾。しかし、フランス革命が勃発すると、オランダには革命軍が侵入しバタヴィア共和国が成立し、間もなく、ナポレオンの弟ルイ・ボナパルトを国王とするホラント王国に変えられ、さらにフランスの直轄領として併合された。このようななかでオランダの東洋貿易独占体制は崩壊しつつあった。日本がオランダ以外のヨーロッパ諸国とは通商しないということを国法としてロシアに示したことは、世界の動きとは逆行するものであり、早晚破たんするものであった。事実、この外交政策は二つの類似した反応を引き起こした。一つはロシアの樺太・千島襲撃による通商要求事件で、いま一つはペリーの対日強硬外交路線である。

3 植民地獲得競争時代の日露関係

次に、新局面に入った日露関係を概観しておこう。18世紀末、イギリス（1791年）、アメリカ（1791年）の交易船が相次いで日本に来航したことからも分かるように、環太平洋に進出しつつあった西洋列強は日本を射程に入れ始めた。植民地維持のための薪水補給地、あるいは市場開拓が西洋列強の目的だった。ロシアも1739年の元文の黒船¹⁷⁾以来39年ぶりで、1778年、根室に来航し松前藩に交易を申し入れ、1779年には回答を求めて厚岸に来航し、拒否されている。松前藩は軍備増強や国替えを強要されることを恐れ、ロシア来航の事実を幕府に報告しなかった。シベリアで毛皮をとり尽くしたロシアは、以前から海獣ラッコの毛皮を求めてクリル諸島を南下し、1766年-1769年にはИ. チョルヌイが、ウルップ島、択捉島へ至り、アイヌ人に毛皮税（ヤサーク）を課していた。

このような動きに加えて1771年ハンガリー人のM. A. ベニョフスキーがロシアの日本接近を警告する書簡を長崎のオランダ商館長に送りつける事件が発生し、またたく間に日本国中に噂が広まった¹⁸⁾。蝦夷と長崎からロシアの南下を知ることになった幕府は警戒を強めた。1784年、幕府はウルップ、国後などの東蝦夷地探検隊と宗谷、樺太などの西蝦夷地探検隊の派遣を決定し、北方地方の実情を探り（ベニョフスキーの警告への対応）、1778年のロシア人来航の事実が明るみに出ることとなった。1798年には近藤重蔵や最上徳内ら幕府が派遣した探検隊が択捉島の調査を行い、標柱「大日本恵登呂府」を建て、領有宣言を行った。高田屋嘉兵衛は幕府の

意向を受けて1799年に択捉定期航路を開き、漁場を開拓した。さらに、1801年、富山元十郎と深山宇平太がウルップ島に渡り、「天長地久大日本属島」の標柱をたて、領有宣言をおこなった。1803年、日本側はアイヌのウルップ島渡海を禁止し、アイヌと交易できなくなったロシア人は同島を退去した。

そのような中、1804年、遣日使節H. II. レザノフが、信牌と通商関係樹立を願うロシア皇帝から将軍への親書を携えて長崎へ来航した。しかし幕府は足かけ半年間も使節団を待たせたあげく、取りあげた信牌を再発行することもなく、ゼロ回答をしてレザノフを追い帰した。最近の研究では信牌を通航許可書と受け取ったのは、ロシアの思い込みだけに起因するのではなく、松平定信にそのような意向があったことが明らかになっている¹⁹⁾。藤田覚氏によれば、幕府では、東蝦夷直轄化につぐ西蝦夷地の直轄化と山丹貿易²⁰⁾の処理を巡る論争の中で、現在行われている貿易以外に新たな貿易関係を開始すべきではないという意見が形成され、そのような流れの中で松平定信の方針を転換して、1804年来航したレザノフに通信・通商関係を拒否したのであった²¹⁾。政権内部での方針転換については、レザノフはオランダ通詞や警固兵から幕府では対露通商賛成派と反対派が拮抗しており、日本の商人や庶民はロシアとの取引を望んでいるとの情報を得ていた。

1805年、長崎を出帆したナジェジダ号は帰途、宗谷や樺太を観察し、少しの兵力で日本に開国を強要出来ると判断した。その後、レザノフはウナラシカ島から1805年7月18日付けで武力による対日通商関係樹立計画をアレクサンドル1世に上申した²²⁾。皇帝からの返答は来なかったが、あまり長いインターバルを置いては武力行使の目的が通商要求にあることが日本側に伝わらないと、レザノフは判断した。皇帝からの指示を待つことなく、レザノフは、部下のH. A. フヴォストフに、サハリンで日本船を焼き討ちにすること、健康で働ける日本人は拉致し、それ以外の者は退去させること、僧侶や捕虜をノヴォアルハンゲリスクに連行すること、日本人の倉庫を略奪することを命じた²³⁾。対日通商関係樹立だけでなく、アメリカにあるロシア植民地に日本人を入植させるつもりであったのだ。レザノフ自身は命令を出したものの逡巡し、命令を二転三転させた挙句、ベテルブルグへ上る途中クラスノヤルスクで病没してしまった。

一方、命令を受けたフヴォストフはレザノフの真意を確かめようとカムチャカに赴くが、レザノフはすでにベテルブルグに出発した後だった。彼はユノナ号で1806年10月樺太にある日本人居留地を襲撃し日本人を捕虜にし、略奪放火し、ロシアによる樺太領有を宣言する真鍮板を残しカムチャッカへ引きあげた²⁴⁾。翌1807年、フヴォストフは部下のΓ. II. ダヴィドフとともにユノナ号とアヴォシ号で再来日し、樺太、択捉島、利尻島の日本人居留地を襲撃して略奪と放火を繰り返した。身柄を拘束した10人の樺太番人・択捉番人のうち8人を解放し、彼らに日本との通商を要求する文書を持たせた²⁵⁾。ちなみに、サハリン領有宣言やクリル列島襲撃のことはレザノフの司令書には書かれていなかった。

この蝦夷地攻撃に対し幕府は態度を硬化させ、オランダ以外のヨーロッパ諸国とは通商しな

いという「祖法」をさらにおしすすめ、12月「魯西亜船打払令」を發布するに至った。西洋一般を念頭にいた攘夷令ではなく、ロシアに特化したものであった。幕府は、対露強硬姿勢をとり、蝦夷地の防衛強化に努めた。ロシア軍の再度の攻撃に備えて、東北諸藩が派兵を要求され、約3000人が出兵した。日露間に極度の緊張が高まった。

1808-1809年、幕府は間宮林蔵らを樺太探検に派遣した。その一方で、軍事力のない日本は、これ以上事件をひきずることは避けるべく交易開始をも視野に入れた解決策を探っていた。

そのような中、1811年、ロシアの海軍軍人ゴロヴニン少佐らが海図を作成するためにロシア軍艦ディアナ号で南千島に来航し、水と食糧を求めて国後島に上陸した。この時国後島にいた警備隊は艦長ゴロヴニンら7名の海軍軍人と通訳のアイヌ1人の身柄を拘束した。副艦長のリコルドは武力による救出を試みたが、勝ち目はないと判断し、いったんオホーツクに引き揚げた。日本側が薪水の補給を餌にロシア海軍軍人をおびき出し身柄を拘束したと考えるロシア側は、事件現場の国後島泊湾のことを詐欺湾(залив измены)²⁶⁾と名付けた。この捕縛はロシア側からすれば国際法に反する不法行為であったが、日本側からすれば、フヴォストフ事件への対応策である「魯西亜船打払令」に従った行為であった。すなわち、日本型対外関係システム(日本型華夷秩序)と西洋型国際秩序との激突であった。

4 国後・箱館の日露交渉

4-1 交渉地

幕藩体制の枠内では外国との交渉地は長崎で、交渉主体は長崎奉行に一本化されていた。日本がA. K. ラクスマンに手渡した論書にも日本と交渉する場合は長崎に行くように明記され、対外関係の窓口は長崎に一本化されていることは日露の共通認識となっていた。それがなぜ国後や箱館という場での交渉になったのであろうか。また、外交交渉の矢面になぜ事件の当事者であるリコルド艦長や船長の高田屋嘉兵衛が立ったのであろうか。まずはロシアの事情から見よう。

オホーツクに帰還したりコルドは休む間もなく捕虜救出作戦を展開した。オホーツク港長官M. И. ミニツキーに事件の報告を行い、彼の同意を得て陸路イルクーツクへ出発した。目的は、同胞救出の日本遠征隊派遣を陳情するためペテルブルグの海軍省に上京する許しを受けるためだった。雪の橇路ができるのを待たず、馬に乗り56日でイルクーツクまで踏破したものの、リコルドはイルクーツク民政長官H. И. トレスキンからペテルブルグ行きの許可をもらうことができなかった。ミニツキーから連絡を受けたトレスキンは、捕虜救出のため日本に航海することについての許可申請をすでに上司を通じてペテルブルグに要請していた。彼はリコルドにイルクーツクでペテルブルグからの回答を待つように言った。

トレスキンの上司であるシベリア総督И. Б. Пестериが海軍大臣デ・トラヴェルセ侯爵にあてた書簡(1812年4月18日付け)には以下のようなことが書かれていた。

「日本人はサハリンや択捉における島を荒廃させ、人命をも奪ったフヴォストフの遠征に対し正しい認識を持たず、ロシア政府の意思によるものと思っているでありましょう。ラクスマンに言いわたされた日本の法によれば外国の船が寄港できるのは長崎だけであります。フヴォストフの行動は独断専行で、彼と同僚のダヴィドフ海軍少尉は裁判にかけられ、有罪となり、現在は死んでいるということを日本人に明らかにして誤解を解く必要があります」。そのためにシベリア総督は以下のことを提案した。「シベリア総督の名代としてオホーツク港長官の海軍大佐ミニツキーを日本に派遣することです。ミニツキーは総督から日本の長崎知事²⁷⁾あるいは他の官吏宛ての書簡を持参し、交渉に入るべきです」。その際の交渉事項として、捕虜の解放、境界画定、対日交易開始があがっていた²⁸⁾。

上記した内務大臣宛のシベリア総督の手紙によれば、ディアナ号乗組員の解放のためミニツキーを艦長とする日本遠征隊を長崎に派遣する許可を皇帝に申請したことが分かる²⁹⁾。遠征隊の目的地は長崎で、交渉事項にはゴロヴニンら捕虜の解放と対日通商関係樹立があげられていた。それだけではなく、日本側が捕虜釈放に応じない場合には、見せしめに復讐しなければならないと書かれていた。遠征には露米会社のネヴァ号が随伴するべきことも書かれていた。トレスキンは給水目的で「日本の国後島」³⁰⁾に着岸したにすぎないロシア海軍軍人が身柄を拘束されたことは、同胞の不幸であるだけでなく、ロシア帝国の名誉が傷つけられたことでもあるので、何らかの奪還措置をとるべきであると書いていた。

しかし、ロシア皇帝は日本遠征隊の許可を与えなかった。ナポレオン軍のロシア遠征が予想されており、日本との紛争は避けなければならなかったのだ。そこでトレスキンは、ディアナ号による測量を再開するという理由でロシア軍艦を国後島へ派遣し、捕虜の安否を探ることを決断した³¹⁾。中断された探検は1813年の夏には完成しなければならなかったのだ。トレスキンはディアナ号に輸送船ゾチク号を随伴させる許可を出し、艦隊の艦長にはリコルドを任命した³²⁾。これにより当初計画されていたミニツキーによる捕虜救出日本遠征はリコルドによる日本遠征に変更され、目的は捕虜奪還交渉から海図作成へ、目的地も長崎から国後沖へと変わった。こうして第一回目の捕虜救出航海は、中断された探検隊の点検という形で、副艦長であったリコルドにより実現されることとなった。

次に最終会談がなぜ箱館で行われるようになったのかを見ておきたい。

1812年夏、リコルドは測量完遂を表向きの目的としてオホーツクを出帆した。実際の目的は捕虜救出で、フヴォストフが1807年に択捉島で捕え、拉致した中川五郎次やロシア領へ漂流した日本人を連れて国後島へ第一回目の来航を果たした。ゴロヴニンらの生存が確認されれば五郎次らと捕虜交換するという戦術だった。

しかし日本に上陸し情報を収集させた漂流民は日本側に収容され、残った五郎次は、ゴロヴニンら8名は処刑されたという衝撃の情報をもたらした。リコルドは事の真偽を確かめようと、文書による事実確認を日本側に要求したが、国後島の責任者は応じず、五郎次も帰艦しなかつ

た。リコルドは通りかかった船をとらえたが、おびえた漁師から何らかの情報を得ることは不可能であった。

この時国後島の近くを観世丸で通過しようとしたのが高田屋嘉兵衛だった。嘉兵衛は捕虜が生存しているという情報を伝えた。リコルドは嘉兵衛、吉蔵、金蔵、平蔵、文治ら五人の日本人とアイヌのシトカの身柄を拘束し、カムチャカのペトロパヴロフスクへ連行した。リコルドはこの時拉致の条件として来年の春までには嘉兵衛たちを国後に戻すことを約束した。嘉兵衛は、人質としてではなく、誇り高い択捉島請負人としてゴロヴニン事件を解決し、蝦夷地の海に平和をもたらすために一身をささげる決意をした。嘉兵衛は、公儀の趣意をわきまえているので、よき通詞を見つけてロシアに掛け合い、日露の戦争状態に終止符をうつ覚悟を、「只天下のためを存じおり候」と、手紙にしたためた³³⁾。

嘉兵衛は、ゴロヴニン達の釈放を勝ち取るには、フヴォストフ、ダヴィドフの蛮行にはロシア政府は関与していないことをイルクーツクの長官が公文書で認め、謝罪する必要があるとリコルドに言った。これは、この頃対露徹底抗戦から、避戦へと政策転換していた幕府の意向に沿うものであった。嘉兵衛の話に納得したリコルドはオホーツク港長官ミニツキーに詳細を報告し、イルクーツク民政長官から松前長官に宛てた公文書をもらうように要請した³⁴⁾。リコルドはさらに、イルクーツク在住の日本語通訳を春までにオホーツクに呼び寄せる手配もした³⁵⁾。リコルドは日本に出帆する前にオホーツクへ立ち寄り、イルクーツク民政長官の手紙を受け取り、通訳を合流させた上で日本に向け出発する心積りであったのだ。

しかし、カムチャツカの厳冬は文治、シトカ、吉蔵の命を奪い、嘉兵衛自身も壊血病にかかってしまった。嘉兵衛はオホーツクに回航していたのでは自分の命がもたないのではと危惧した。さらに嘉兵衛はロシア海軍の軍港オホーツクに行けば、日本に遠征する軍艦数がカムチャツカの軍艦2隻にオホーツクの軍艦3隻が合流し合計5隻に増えるという情報を掴んでいた。嘉兵衛はそうした事態を阻止すべくリコルドにカムチャツカから日本に直行するよう嘆願した。リコルドはイルクーツク長官の手紙をもらえる保証はないのに対し、嘉兵衛の存在は捕虜の解放と通商関係樹立の可否を左右することを十分認識していた³⁶⁾。

1813年4月、リコルドはカムチャツカ長官に任命され、カムチャツカの都市計画を実行するようという命令をイルクーツク民政長官から受けた。リコルドにとっては昇進だったが、嘉兵衛はリコルド以外の人間が仲介人となった場合は交渉が進展しなくなるのではないかと危惧した。嘉兵衛はリコルドに不安を訴えると、彼は1813年春まで国後に送り届けるとの約束は守ると確約し、ディアナ号の副艦長であるルダゴルをカムチャツカ長官代理にすえ、みずからは嘉兵衛の希望通り日本に直行する決断を下した。彼はカムチャツカを出帆し、約束の地である国後へと向かった。

リコルドは、嘉兵衛の国後における人脈や交渉力にかけたのである。かなり即興的に事態が進展したので、リコルドはイルクーツク長官の謝罪文を持参していなかった。彼は嘉兵衛の助言に従って自らが、以下のような謝罪文を作成した。

先年ホウシトフ、日本御支配下の蝦夷の島の御仕入物を盗取り焼払い、其土人を捕へ候段、甚不埒の始末、右の様子を此度、高田屋嘉兵衛に篤と承り候而、驚き入候。委細の儀は、嘉兵衛に相頼候、幾重にも陳謝申候間、何卒被生捕居候魯西亜人、早速に御返し被下度、奉願上候。尤もホウシトフ儀は町人商船にて御座候て、我等一向、右之仕末の是迄、委しく存不申候。前分之通、嘉兵衛へ能く頼置候間、宜敷御奉行様へ御取成被下奉願上候

已上

カムシャツカ役人　イリコルツ

1813年6月9日³⁷⁾

国後に上陸を許された嘉兵衛はリコルドの書状を送り届け、5日以内に戻ってくることを約束した。リコルドは敬意を表し帯剣せずに嘉兵衛を陸まで送った。先に上陸させた随員であった平蔵と金蔵が迎えにきて松前からの書類を手渡した。リコルドは開封したがったが、嘉兵衛は、開封せずに国後島陣屋の責任者のもとに持参して役人の心証を良くするよう勧めた。嘉兵衛が書状をもって日本陣屋に入ると、国後調役並の増田金五郎、太田彦助らが現れたが、嘉兵衛に対する扱いは異国から帰国した罪人の扱いであった。嘉兵衛は尋問を受けたのち、役人の前で先ほどの書状を開封すると、それは高橋三平と柑本兵五郎からの書状で、以下のように箱館に来航し、申し分けをすべしということが日本語とロシア語で書かれてあった。

二十二ヶ年以前、松前へ其国之船さしむけ、十一ヶ年前、長崎へ使者差越、両度共我国の掟を申聞せ、その国を辱しめたる事も無之処、八ヶ年前、其翌年も、蝦夷の島々へ船さし向、クシュンコタン、ルウタカ又はエトロフ島にて我国の人々をとらへ、家倉焼払ひ、リイシリ島の海上にても、我国の船々を劫し、諸品を掠め取たる事とも、何の恨なるや、其故を弁へ難し。(中略) 先年島々へ来りしものとも、弥海賊にまきれなくは、あやまりを申越すへし。其事承知ならば、此度江戸へ伺ひ置て、捕へたるものともを帰し遣すこともあるへきなれば、来年箱館迄船をさし越、申訳をいたすへきなり³⁸⁾ (下線一生田)

嘉兵衛は国後の役人からこの教諭書をディナ号に届けるよう依頼を受けた。こうして会談の場が日本側により箱館に指定された。日本側自らが長崎でなく、箱館を指定した経緯については、藤田覚氏の研究がある。それによれば、ゴロヴニン釈放の対応策をめぐる、国法(鎖国の祖法)遵守を対応の基本と考える老中はゴロヴニンを漂流民送還国法に従って長崎へ送ることを主張した。しかし松前奉行の荒尾成章は蝦夷地を「限外」、すなわち国法の適応外の地と規定することにより松前から送還すべきであるとしました。ゴロヴニンの釈放が長引けばロシアと戦争になる恐れがあることから、戦争回避のため国法を解釈しなおして早期に松前から釈放すべ

きという松前奉行の主張が通ったのだという³⁹⁾。

国後から知らせを受けた松前奉行所は吟味役高橋三平を国後に派遣した。彼はすでに折衝に当たっていた増田金五郎、太田彦助、高田屋嘉兵衛から事情を聴取したうえで、ロシアとの仲介は引き続き嘉兵衛に当たらせることにした。嘉兵衛は「鎖国」日本では異国帰りの罪人になっていたが、日露の難しい交渉をまとめ上げることは余人をもってはできなかった。日本側は捕虜釈放の条件として、箱館へ来航し謝罪文を提出することと、日本からの略奪物資が見つければ持参することを要求した。

日露とも戦争を回避するという大前提のもとでは、相当柔軟な姿勢で交渉地と担当者を選ばざるを得なかったといえよう。

4-2 コトバ

それ以前の日露会談と比較した場合の国後・箱館会談の特徴のひとつは、アイヌ語やオランダ語といった媒介語を介することなく、日本語とロシア語で直接交渉がおこなわれたことにある。日本側通訳にはゴロヴニンの弟子⁴⁰⁾である村上貞助、上原熊次郎、馬場佐十郎、足立佐内が、ロシア側通訳には、帰化した漂流民キセリヨフ善六⁴¹⁾がいた。かなりレベルの高い⁴²⁾布陣だが、彼らが外交交渉に加わったのは、1813年の箱館における最終段階の交渉においてである。リコルドは、1812年、最初の捕虜救出渡航を敢行した時には、フヴォストフに拉致されロシアに7年滞在していた五郎次を通訳要員として連れていたが、国後に上陸させた時に帰艦せず、1813年の時点では通訳を失っていた。この時点でリコルドの周囲で日本語の出来る人間はオリカと嘉兵衛しかいなかった。

国後・箱館での日露会談の今ひとつの特徴は交渉が沖合に停泊するディアナ号と陸上の間で文書交換の形をとったことである。国後の陣屋では松前奉行所調役並の増田金五郎と太田彦助が金蔵、平蔵、嘉兵衛からの取り調べに基づき「魯西亜船取扱方何書」を作成し、松前へ送った。またロシア語の書状も松前に送り、それを村上貞助、上原熊次郎、ゴロヴニンなどが翻訳した。後半になると松前から国後に派遣された高橋三平がゴロヴニンの弟子上原熊次郎を使ってロシア語の書簡を読んだ。一方、ディアナ号にいたりコルドは高田屋嘉兵衛とオリカ以外、専門の通訳のいないところで嘉兵衛が持参する日本語の書簡を解読し、それに対応した。紙数の関係で、ここでは従来存在が注目されたことのない国後の日本語通訳に的を絞って考察してみたい。

嘉兵衛とリコルドが「二人だけの言葉」を発明して意思の疎通を図ったことはあまりに有名である。彼らの会話を再現してみると以下のようなものである。

「高田屋嘉兵衛、テンテン」⁴³⁾ (高田屋嘉兵衛、天だ)

「ツイーセイ、ツイーセイ、タイショー」⁴⁴⁾ (気が小さいぞ、艦長)

「タイショー、ウラー」⁴⁵⁾ (高田屋嘉兵衛に対する感謝の辞)

「フッシンギ！」⁴⁶⁾ (驚きだ)

ロシア滞在10年の伊勢漂流民大黒屋光夫太の発話と同様に、語彙的には極めて短い文である。それだけにコンテキストの意味を取り込んで、状況に応じ、さまざまな情報を担うことができる柔軟性を持っている。たとえば「高田屋嘉兵衛、テンテン」であるが、「高田屋嘉兵衛」は呼びかけ語なので、結局、発話の意味を担っているのは「テンテン」だけである。嘉兵衛はこの発話の意味を以下のように記している。「昨日、決死の覚悟で闘うつもりだった。それがあなたを生け捕りにしてゴロヴニンたちの無事が分かったので、私たちの命も助かり、めでたく帰国することができる。まことに命の親であり、天である」⁴⁷⁾。これだけの意味を「テンテン」は担っているのだ。たしかに、バーバル言語手段で表現しなくても、相手とシチュエーションやコンテキストを共有できる会話ではこうした発話でも十分通じる。音声を消してテレビを見てもその内容の多くが理解できることは経験的にも明らかであろう。しかし、国後で行われたのは文書交換によるコミュニケーションである。ディアナ号と陸上の間での文字言語情報の交換は、情報の受け手と送り手が時空を共有しないので、バーバル言語によりすべての情報を明記する必要があったはずである。嘉兵衛とリコルドの交わしたこのコンテキスト依存度の高い発話と緻密な外交文書の間には懸隔がありすぎる。

外交交渉の現場にいられた人の証言に耳を傾けてみよう。すなわち、文化10年5月29日付けの、国後詰調役並の増田金五郎、太田彦助から高橋三平、柑本兵五郎に宛てた書状によれば、「嘉兵衛始、水主とも言語文字など不覚」であり嘉兵衛たちのロシア語力は以下のものであったという。

右水主兩人（金蔵と平蔵一生田）は勿論、嘉兵衛とても、魯西亜語未相覚、中々通弁咄等出来候儀は無御座、手真似仕形を以、一言を漸々申候趣に付、此後得と通弁を以相尋候は、前書申立候内には、品々承遣仕候廉も可有御座候得共、差急候儀に付、先此段申上候⁴⁸⁾

これによると嘉兵衛はノンバーバル言語手段（手真似や仕方）を駆使していたようである。彼とリコルドだけでは文書交換によるコミュニケーションを行うのは厳しいものがあったのではないだろうか。今一人のオリカはどうか。嘉兵衛によると、オリカは国後まで同道した。しかし、リコルドの手記にもゴロヴニンの手記にも、乗船名簿にもオリカの名前は出てこない。現在までの筆者の調べではオリカはロシア側の史料には出てこない。嘉兵衛によればオリカは12歳の少年である。小学6年の児童が公文書のテキストを読んで和訳や露訳をすることができるだろうか。

すでに別の所で検討したように、通訳として嘉兵衛を助けた人脈にはオリカのほかに広東人や彼の身の回りの世話をする技芸に長けた女性がいた⁴⁹⁾。嘉兵衛はリコルドにロシア連行を強要された時から日露の紛争を断ち切るつもりであった。「よき通詞」を見つけてロシア側と交

渉し、解決すると決意のほどを手紙にしたためていた⁵⁰⁾。当然真っ先に通訳を探したことであろう。『蝦夷物語』によれば、嘉兵衛は身の回りの世話をするという理由で有能な女性を常に身近に置く許可を得た。この女性のことは前号で扱ったのでここでは繰り返さないが、彼女は嘉兵衛のために筆談日本語通訳もつとめたと考えられる。ドベリが証言しているように、ドベリの中国人召使は「さほど苦勞することもなく、高田屋嘉兵衛と日本の文字で互いに理解」しあっていた。「日本語は文字の点で中国語と酷似している。それ故日本人と中国人は文字で相互に理解しあうことができる。しかし、発音は全く異なっているので、口頭で会話することはできない」⁵¹⁾。清と露清間ではキャフタにおける内陸貿易が行われていたので、ロシア語ができる中国人や中国語ができるロシア人は多かった。

オリカは音的にはオリガに近い。しかも江戸時代は、コンテクスト次第で濁点をつけたり、つけなかったりしたので、おそらくこの謎の人物の名前はオリガであろう。オリガであれば、ロシア人女性の名前である。身の周りの世話をする女性が登場する『蝦夷物語』には奇妙なことに少年オリカが登場しない。同一人物なので、出てこないのではないだろうか。ちなみに、國後へ航海した72人の乗組員のうち、女性が4人いたことは文献的に確かめることができる⁵²⁾

嘉兵衛のそばにいた謎の人物のロシア語力はどの程度であろうか。今年6月に行った古河博物館調査でミニツキーから嘉兵衛に宛てたロシア語の感謝状を見つけることができた。これは従来その存在は知られていたものの、内容についてはほとんど知られていないので、その重要性をかんがみ、ここに全訳紹介することにする。

オホーツク地方ならびに港湾長官海軍大尉にして種々の勲賞所有者であるミニツキーより尊敬する船持ち高田屋嘉兵衛殿へ

われわれは、艦隊長で海軍大尉にして勲章保持者のリコルド氏から、貴下が、日本とロシアの役人の間で起こった不快事を遺憾に思い、日露の役人の間を仲介する意図で自ら当地カムチャツカに赴かれたということ、特別な満足をもって、承りました。不和の原因となる常套手段を用いることなく、いずれの国民にとっても不愉快な手段に訴えることなく、ゴロヴニンとその仲間との早期の再会が実現されるよう、尊敬する高田屋嘉兵衛にわれわれは希望を託しております。尊敬する高田屋嘉兵衛殿、私からの確認と感謝の念を受けていただきたい。この感情はこの事件で示されたすべて努力に対するもので、不幸な状況にあるゴロヴニンを一刻も早く祖国へ戻すため貴下が払っておられる努力を知っている私並びにすべてのロシア臣民が共有しているものです。本状は私の印章ならびに署名を付してオホーツク地方ならびにオホーツク港湾で付与された。

オホーツク地方ならびに港湾長官海軍大尉にして種々の勲賞所有者である
ミニツキー

1813年6月30日
オホーツク市⁵³⁾。

ロシア語テキストを見れば、接続法や関係代名詞を用いた複文など、ロシア語学習歴1年以内の者が読むには難しすぎる統語構文が多用されていることが分かる⁵⁴⁾。また、語彙も「努力」、「祖国」、「尊敬する」などジェスチャーでは表現しにくい抽象的な語がアダプトされることなく、使用されている。嘉兵衛が文字リテラシーの高い人間のサポートを得ていることを前提にした文面である。少年オリカと女性が同一人物なのかは今後の史料の発掘に委ねるとして、そういう通訳兼秘書のような文字リテラシーの高いオリカという人物が嘉兵衛の周囲にいて交渉を助けたことは確かなようである。

外交交渉を推し進める動因の一つであるコトバの問題がクリアされたことの意義は大きい。1792年のラクスマン使節来航の時に持参した日本語書簡が意味不明であったことと比べると格段の相違である。通訳力がレベルアップした箱館会見では、ロシア側にラクスマンとレザノフが来航した時に言い渡された申渡書が文字の形で再度示され、鎖国の意思はロシア側に伝わった。そのことと関係しているのであろうか、ロシアで只一つ残っていたイルクーツク日本語学校は1816年に閉鎖された。経費不足というのが閉鎖の理由だった。以後約40年間、ロシアにおけるピョートル大帝以来の日本語教育の歴史は中断することになった。

4-3 外交儀礼

紙数の関係で、肩書、年号、会見場所、礼式的をしぼり、みてみよう。

肩書であるが、対日交渉においてリコルドは自らが用いる肩書を決めなければならなかった。普通に考えれば彼の肩書はロシア軍艦ディアナ号の艦長であった。ヨーロッパの認識では国旗を掲げることを許された船の艦長は、国外では国家を代表するものであり、交渉に際してはその元首（国王、ツァーリ、皇帝）の代理をするものである。それは測量目的で日本遠征に出ている艦長にとってもいえることである。しかし、鎖国日本では、遠洋航海は存在せず、中央当局の代理としての艦長の認識はなかった。

リコルドは会談成功のカギを次のように分析している。「ゴロヴニンたちの解放の成否を左右した最大の要因の一つはカムチャツカの軍政知事の肩書を自分につけた私の勇断である。それは日本人の頭脳に作用し、その自尊心をくすぐった。私にそのような決心をさせたのは賢明な高田屋嘉兵衛との談話であった。この勇断がなければ成功はおぼつかなかったであろう。というのは日本には軍艦がないので、軍艦の艦長のタイトルに関する認識がなく、商船の船長のタイトルは彼らにとり何の値打ちもなかった」⁵⁵⁾。海軍を持たなかった当時の日本では、船といえば商船や漁船で外交交渉をする資格がなかった。

カムチャツカは当時イルクーツク州の一部で知事をおけるような行政単位ではなかったが、リコルドはみずからカムチャツカ知事と誇大広告した。カムチャツカ長官のタイトルだけで

は不足であったのであろうか。嘉兵衛はいった。「それでは足りない。もしここにイルクーツク知事が来航したら、彼の肩書の重要性により、彼の要求は速やかに何の支障もなくかなえられるであろう。カムチャツカ知事としてのお前さんとなら必ず交渉に応じるだろう」⁵⁶⁾。

相手を交渉のテーブルにつかせるべく、リコルドはカムチャツカ役人（ナチャーリニク）を名乗った。日本側は「ナチャとは『カムサツカ』支配仕候者の役名にて、カピタンより上役の由」、「日本にては代官にも相当」とすると認識した。

肩書について年号も大事なものであるが、ここではロシアは露暦を日本は和暦を用い対等性をまもった。ちなみにロシア帝国外務省外交史料館が所蔵する高橋三平と柑本兵五郎の書状の年号は和暦で書かれてあったので、日付不詳のカテゴリーに分類されている。

会見場所であるが、リコルドは海に近い陸上で行うことを申し出た。実はこれはかなり勇気のいる申し出であった。上陸したゴロヴニンが捕縛されただけに他のロシア軍人からの反対もあった。たとえば、ゴロヴニンはリコルドへの密書のなかで「君が日本と交渉を始めるなら、用心してくれたまえ。会見場は陸岸から着弾距離外のボートの上でなければ交渉してはいけない」⁵⁷⁾とアドヴァイスしていた。高田屋嘉兵衛に対する全幅の信頼がこのような勇断をリコルドにさせたといえよう。

1813年9月三度目の来日を果たしたリコルドは、トレスキン知事の「松前奉行宛て書簡」、オホーツク港長ミニツキーの「吟味役高橋三平宛て書簡」、ならびにフヴォストフが奪った品若干を持参していた。

書状の受け渡しに際し、嘉兵衛は、公式の使者（担当官吏高橋三平と柑本兵五郎の代理）として威儀を正し礼服に着替え、リコルドも礼服礼帽をつけて対応した。リコルドは嘉兵衛の要求によりオホーツク港長官ミニツキーからの書状は嘉兵衛に託したが、イルクーツク民政長官トレスキンの書状は、上陸して自ら手渡すことを主張した。

トレスキン書簡を引き渡す際の礼式に関しては、嘉兵衛は平伏の礼を要求したが、リコルドは「自分は公使の資格を帯びて来ているのだから、ロシア本国の法で応ずる」ことを主張、それぞれの流儀で行うことに決まる。すなわち、ロシア側が敬意を表する時は、起立して礼をし、礼が終わればまた椅子にかけることになった。儀仗兵の銃所持に関しては、ロシアでは軍籍にあるものだけが銃をもつことが許されるので、これは日本でも二本差しと同じようなものであることを説明した。嘉兵衛の尽力でこれも認められた。

すべてがうまくいったかには見えなかったが、その翌日、思わぬ争点が発覚した。それは嘉兵衛が以下のようなことを要求したからである。

「会見場では、あなたは長靴で臨むわけにはいきません。会見場には清潔な絨毯が敷かれ、高官はそこに足をまげて座ります。そこに長靴で臨むということは、私達の習慣に照らして、とんでもなく無礼な振る舞いです。極め付きの無作法となる事でしょう。だからあなた方は部屋の外で靴を脱ぎ、会見場では靴下だけで臨まなければなりません」

リコルドは、軍人の正装には帯剣や靴がつきものなので、長靴も短靴も履かないような恰好で臨むことには同意できないと答えた。

「あなたが靴を履いたまま人の家に入ることはないように、素足になることは、私たちにとっては無礼であり、不名誉なことであるとさえみなされるのだ。最下層の囚人だけが靴を履かないものなので、私のような地位にある者が、どうしてそんな習慣に従う必要があるというのだ」

万事休したかにもえた時、リコルドは言った。

「ロシアでは部屋のそとで長靴を短靴に履き替える習慣がある」

「それで十分です。それで双方の礼を失することはありません。その短靴は、私たちの足袋のようなものです。あなたは長靴を脱ぐことに同意し、会見場への皮製の足袋で臨みますと伝えましょう」

嘉兵衛はすぐに岸へもどり、夕刻には戻ってきて、高官は、皮製足袋に関するリコルドの取り計らいに満足であった。

「嘉兵衛の尽力によって、日本高官とのこの最初の最後の会見が行われ、嘉兵衛の明晰な頭脳が、まったく異なる価値観や概念を持つ両国の頑迷な利害を相互利益への同意まで見導いてくれたのである」

結局、会見当日、リコルドは武装儀仗兵以下、15名を従え、美々しい行進をおこない書状を松前奉行の吟味役である高橋三平、柑本兵五郎に手渡した。書簡の受取人である松前奉行は現場で指揮をとるために箱館に到着していたが、政府代表として外交権を行使できる立場にない以上、リコルドに会うことを避けたのである。リコルドらは長靴をぬいで短靴に改め、接見室に進み椅子に座った。ロシア士官たちはリコルドの後ろの椅子に座り、儀仗兵は入口の前に一列横隊に整列した。日本の役人はみな軍装で帯刀しており、場内には緊張が走っていた。高橋・柑本両名が着座するのを見て、リコルドは三歩ばかり進み腰を屈めて礼をした。すると両次官らは頭を低くたれて答礼した。リコルドはさらに左右に黙礼して椅子に座った⁵⁸⁾。

このロシア軍艦から会見場に椅子を運ぶという方式は正式の政府派遣の使節であるプチャーチン来航時にも採用された。レザノフのときは日本の外交儀礼が押し付けられ、彼は畳の上に座らされたが、リコルドの場合は長靴を短靴に履きかえ、短靴を皮製足袋と読み替え、銃を二本差しと読み替え、日露の着座が併存した。ここでは日露は柔軟に歩み寄り、対等の立場が貫かれていたのだ。嘉兵衛とリコルドは異なる文法や語彙を持つ対外システムの国同士の開国交渉の前提である外交儀礼の基礎をつくったといえよう。

4-4 紛争解決論理

ロシア側が最初に考えていた紛争解決論理は捕虜交換であった。リコルドはゴロヴニン救出のための航海を三度にわたり敢行するが、1812年の救出航海の時には6人の漂流民とフヴォストフに拉致された五郎次を連れていた。リコルドは西洋流の捕虜交換が成立すると踏んでいたが、しかしうまくいかなかった。彼は漂流民や抑留者を交渉のために上陸させたのだが、帰艦

せず日本側に収容された。

高田屋嘉兵衛を拿捕した時にも彼だけで満足せず総勢6人をロシアに連行したのも捕虜交換を考えていたからであった。そのうち3名はカムチャツカで病死した。リコルドは金蔵と平蔵の二人を上陸させるに際し一人を帰艦させるよう嘉兵衛に要求した。この西洋的交渉術は嘉兵衛の猛反発を浴びた。嘉兵衛は捕虜として扱われることそのものに異議を唱えた。結局、リコルドは三人全員を上陸させ、嘉兵衛に対日交渉の糸口をつけるよう一任せざるを得なかった。

1813年の国後会談の時にも高橋三平がつれてきた水夫のシモノフと嘉兵衛を交換するという案がロシア側から出された。それに対し日本側は以下のように判断した。

ハウシトフ（按するに去文化四年エトロフ島乱妨の異賊なり）之故を以召補候者ゆえ、嘉兵衛と引替之姿に相聞候ては、御国威巍然と不仕候間、右之者は通弁に召連候ゆえ難差遣、当秋明弁書持参、弥捕置候もの御返しにも相成候節は、一同に差かへし可申旨、嘉兵衛を以申聞候⁵⁹⁾

日本がロシアに要求した紛争解決の方法は、あくまでロシアの重職からの明弁書であった。この明弁書に関してはリコルドが1813年の国後会談の時にカムチャツカ役人の肩書ですでに提出していた。それは何故無視されたのか。それに対して日本側は以下のように反応した。

右ナチャ儀は、去々年去年共甲必丹に而渡来仕、殊に去年は、嘉兵衛其外連行候儀も有之候得は、右之ものより直に答書差出候而は、余り軽率にも相成、御趣意之処への當可仕哉之程難計、若箱館へ相廻候上、右に而不相済、一先カムサツカへ御差戻相成候様に而は、事不相成儀に而、箱館迄之騒きに相成、奉恐入候間、右之訳合得と相諭、カムサツカに差戻、外重役之ものより之答書取之、直に箱館へ可罷越旨、嘉兵衛を以申渡候⁶⁰⁾

前述したように、「ナチャ」とは「代官にも相当」という認識はあった。リコルドのタイトルに問題があるわけではなかったが、彼が嘉兵衛を拿捕した本人であることが問題にされたのである。

リコルドは明弁書をとりにいったんロシアへ帰った。彼がロシアから持参した手紙はイルクーツク知事トレスキンとオホーツク港長官ミニツキーのものであった。ロシアにとりメインの手紙は上官であるトレスキンのものであったが、その内容は以下のように強迫性が強く、日本側が容認できるようなものではなかった。

当方は不運なゴロヴニン少佐とその同僚の引き渡しをご命令くださるよう貴下にお願います。（中略）なにゆえ国後の長官はなんら敵対的なことしていないロシア士官を拘束し、

当方からの最初の要求の際に引き渡さず、話し合いに一切応じなかったか。(中略) 日本政府による人の道に反した行いに対しては、陛下は平和愛好と穩健の御心であらゆる試みをなされた後には、深い悲しみとともに、自身の帝国の武力と偉大さにふさわしい手段の行使にむけ事態をおすすめになり、武力行使により償いをおさせになるだろう。これにより、この度の事態以外に関しては陛下ご自身尊敬になっている日本全土⁶¹⁾の平穩を揺るがすことは必定である⁶²⁾。

トレスキン書簡は日本側にゴロヴニンの釈放を求めるとともに、敵対的行為をしていないロシア士官を拘束した理由を説明するよう求め、それがかなわない場合には武力行使も辞さないというものである。謝罪の言葉はどこにもなく、むしろ日本を非難したものであった。水を求めて上陸したロシア人を捕らえたのは、人の道にはずれると非難している。

日本側はトレスキンの手紙は情報不足に基づく誤りであるとして、それを以下のように、リコルドに弁明させることで黙殺し、穩便なミニツキーのほうを採用した⁶³⁾。

リコルドの釈明文の日本語テキストは従来から『通航一覽』に掲載されているが⁶⁴⁾、ロシア語テキストはそれより詳しく、その重要性にかんがみ、ここに訳出することにする。

松前奉行高官であられる高橋三平と柑本兵五郎殿

イルクーツク知事閣下がフヴォストフの行動を説明するために以前松前奉行に宛てた懇親状を書かれた時には、日本政府のロシア人に対する不信の原因となる多くのことをご存知なかった。たとえば、日本沿岸におかれたフヴォストフの文書がそうであり、また日本に來航したクリル人が、あたかも日本の島を偵察するためにロシア人に派遣されたかのように行ったことである。もし閣下がこのことをご存知であったならば、あのような書状は書かれなかったであろう。それゆえイルクーツク知事閣下の書簡をフヴォストフの狼藉行為の説明として取り置き、詳しい実状を知らずに書かれたその他のすべては忘れていただくよう尊敬する閣下をお願いする次第である⁶⁵⁾。

こうしてイルクーツク知事の書簡は黙殺され、ミニツキーの書簡が採用されることになった。しかし、ミニツキー書簡も、フヴォストフとダヴィドフとのロシア政府の関係を否定し、彼らのその後の運命(償罪の為のスウェーデン戦従軍、ペテルブルグでの溺死)や日本からの略奪品が消費されるままに放置したオホーツク港長を処罰したことを説き、釈放を要求するだけではなかった。釈放した場合にはロシアとの一層の善隣友好関係と沿岸住民の安寧が保証されるが、そうでなければ「海上からの敵対行為」をこうむる恐れもあると脅したのである⁶⁶⁾。さらに以下のように、すべてを解決する方法として交易関係樹立を提言したのである。

日本政府が、ロシアと中国との間に存在するような基盤に基づく両国臣民の恒常的な国境での関係と結びつきに同意するならば、それこそが、偉大な両国の善隣関係の強化とあらゆる誤解と不信を取り除く唯一の手段である⁶⁷⁾。

トレッキー書簡もミニツキー書簡も政府の関与を否定するだけで、謝罪はしなかった。二人とも自らの書簡を「懇親状」とジャンル規定している。しかし、日本側はそれを謝罪文とみなすことで、日露の関係正常化をはかったのである。松前奉行は以下のような論書をリコルドにわたし、ゴロヴニンら8名を釈放した。

我国むかしより、其国と仇もなく怨もなし、其国の船蝦夷の島を乱暴せしによりて、我国にても守備を設け、くなじりにして、其国の者ともを捕へたり、推問するに及て、先年乱暴を致せしは、其国役人の知さる所にて、海賊の所為なりといふ、然れともいまた信用にたらず、此度其地の役人より書を贈りて、其証をあらはし陳謝する所、我を欺さる事を知れり、此故にわれも又疑念を散して、こゝに其国の者ともを帰し、互に憾を遺さず、抑外国とあらたに通信通商を議する事は、我国の禁にして許さざる事、往年其国より長崎に来れる時、委しく曉諭せしか如し⁶⁸⁾

この論書は、ラクスマンへの国法書、レザノフへの教諭書につぐ三番目のロシアへの申渡書であり、以前の国法書と教諭書を継承発展させ、鎖国の国法化に拍車をかけるものであった。さらに松前吟味役の高橋三平と柑本兵五郎からも「覚」が手渡された。

一、我国の大禁は、きりしたんの教法なり。ゆえに長崎の外にてエウロツパの船をみれば、陸に上たてすして打払ふ（中略）

一、都而欧羅巴より来りしもの、我国人にきりしたんの教を勧むれば、其人を帰さすして重き罪に行ふは我国法なり、今捕置たる其国のものとも、かゝる所為なきを以て、此度かへす事をゆるす（中略）

一、我国は、外国の交易を頼ますして国用弁し来れり、長崎の交易は、むかしよりいはれある国々の往来を許して、利潤を必とするにはあらざるなり、然るに、先年より其国の好所を以て、頻りに我国を謀るは大なる誤りなれば、此後交易を乞ふの念を絶へきなり⁶⁹⁾

この覚書は、鎖国の祖法だけでなく、キリシタン禁制も強くうたったもので、ロシアだけでなく、ヨーロッパ諸国を拒否する論理をたてていた。

ロシア側にはもうひとつ交渉で決着をつけなければならない交渉課題があった。それは日本との間に国境を画定することであった。ロシア側は常に捕虜解放と並んで国境画定と通商関係

樹立を迫っていた。国境などというヨーロッパ的な認識は希薄な日本であったが、日露に横たわる不安定要因を除去する必要は感じており、幕府は1814年になってから、国境に関する方針を示した。高橋三平が持参した国境画定案は、国境を日本は択捉、ロシアはシモシリまでとし、中間のウルップ島を無人地帯とするというものであった⁷⁰⁾。択捉島で日露会談をする約束であったが、ロシア側とは接触できなかった。ロシア側も1814年、1815年、1816年と毎夏船を択捉島へ送ったが、日本側と行き違いになってしまった。リコルドと嘉兵衛のつくり出した可能性は生かされないまま、使節は行き違いとなり、結局うやむやになってしまった。

おわりに

嘉兵衛とリコルドの努力は結実し、和議が成立した。日露関係から見ると奇跡とも言える成功には必然性があった。それを四つの要因を通して交渉プロセスを概観することで検討してきた。そこから見えてきたことは、いずれかが対外システムの秩序や決まりを押し付けるのではなく、交渉掛双方が全体の流れをみて新しい流れを作るというものであった。すなわち、国後・箱館交渉の特徴は即興性と対等性が強く、互いに歩み寄るいわば「動的秩序」が形成されたことにある。商売では違いがなければ交易は成立しないことを熟知している豪商嘉兵衛と世界を見てきたロシア海軍将校であるリコルドが交渉掛であったことも幸いした。

結果として日本は、通商関係樹立を拒否しただけでなく、来航禁止を申し渡すことができた。しかし、ゴロヴニンを解放する場合は国法（鎖国の法）による長崎での引き渡しではなく、荒尾但馬守の意見をとりいれて、松前で引き渡すことにした。以前はラクスマンとレザノフには長崎以外での交渉をうけつけないと申し渡しており、ロシアとの関係で対外関係の秩序が崩れつつあった。それ以後、ロシアは政府レベルの動きは見せなかったが、商船レベルでは、開国にいたるまで1816年択捉沖で薩摩永寿丸漂流民を、同年択捉沖で尾張督乗丸漂流民を、1836年択捉沖で越後龍宮丸漂流民を、1843年択捉沖で富山長者丸漂流民を送還し続けた⁷¹⁾。その送還先はすべて長崎ではなく蝦夷であった。従来の送還漂流民受領体制では、中国船またはオランダ船による長崎での受領方式と、対馬藩を通ずる朝鮮からの受領方式、薩摩藩を仲介とする琉球への漂流民受領方式があった⁷²⁾。ロシアのような通信・通商関係のない国の船による送還の場合、長崎で漂流民を受領するのが筋であった。まさに日本型対外システムにおける漂流民送還体制はロシアとの関係で崩れたと言える。

その一方でリコルドと嘉兵衛の知恵が生み出した外交儀礼における日本型対外システムと西洋型対外システムの間の変換ルールは幕末の外国との交渉における会場設営を助け、開国へソフトラディングさせる一因となった。

年号はロシアの文脈では露暦を、日本の文脈では和暦を用いた。引用に際しては当用漢字を用い、適宜句読点を補い、ルビを省略した。

- 1) ロシアは日本を植民地にしようとはしなかったが、日本に通商関係樹立を迫ったのは、アラスカなどロシア領アメリカ（アメリカにおけるロシアの植民地）の食料問題の解決をねらったものであった。この目的を達成すべく高圧的手段に訴えて通商関係樹立を迫ったことが紛争の連鎖を生んだ直接の原因であった。また、西洋的な意味の国境概念を持たなかった日本が国境を意識するようになったのは、ロシアとの関係においてである。西洋型対外システムではある国が二つの国に属することはなかったが、東アジアの対外システムでは両属は不思議なことではなかった。当時、琉球が日本と中国に両属していたことを想起されたい。
- 2) 国後では会談を行い、ゴロヴニンを解放したのは箱館であった。
- 3) たとえば、ロシア海軍創設300年記念メダルの最後を飾るゲオルギー・ゴストニコフ作の金メダルの表面にはゴロヴニンとリコルドのポートレートが描かれ、裏面には千島列島を背景にしたディアナ号（日本側に拿捕されたゴロヴニン一行が乗っていた船）と拿捕された年である1811年が刻まれ、それを特集した2001年4月4日付けの新聞『サンクト・ペテルブルグスキエ・ヴェドモスチ』のタイトルは「クリル叙事詩を記念して」となっている。
- 4) 桂島宣弘『華夷思想の解体と自我認識の変容：一八世紀末—一九世紀初頭を中心に—』『コスモロジーの近世』岩波書店、2001年、237頁。
- 5) 荒野泰典『鎖国を見直す』かわさき市民アカデミー出版部、2003年、74頁。
- 6) 同上、78—79頁。
- 7) 本来、ウイマムはアイヌが松前に出向いていって行く交易全般、オムシャは松前藩士がアイヌの居住地に行った際に執り行われる挨拶の儀礼をさすアイヌ語だったが、時代が経つにつれ、松前藩によるアイヌ支配の為の交易儀礼となった。北海道編『新北海道史第2巻』、北海道史印刷出版共同企業体、1970年、263—267頁参照。
- 8) 茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』山川出版、11頁。
- 9) Борунков А.Ф. Дипломатический протокол в России и дипломатический этикет. М., 1993. С.29.
- 10) М. Фасмер. Этимологический словарь русского языка. Т.4. М., 1987. С. 290.
- 11) Юзефович Л. А. Русский посольский обычай XVI века // Вопросы истории. №8. 1977. ちなみに、タタールのくびきは、キプチャク・ハーン国の正統な継承国家を任ずる大オルダ軍がモスクワ近郊で攻撃を断念し撤退した1480年に終了したが、ロシアはクリミア・ハーン国に贈物という名の税を払っていた。クリミア・ハーン国がロシアに併合されたのは、18世紀末のエカテリーナ時代であった。
- 12) ヨーロッパで広まっていた野蛮国ロシアというステレオタイプについては以下の文献を参照されたい。Мезин С. А. Стереотипы России в европейской общественной мысли XVIII века // Вопросы истории. №10. 2002.
- 13) 吉田金一『近代露清関係史』近藤出版社、1974年参照。
- 14) 『通航一覧』第7、128—129頁。

-
- 15) 1793年、ロシア船の江戸湾乗り入れを恐れた幕府は、オランダ船と中国船にしか与えていなかった長崎寄航許可書を第一回の遣日使節アダム・ラクスマンに付与し、長崎で正式に願書を提出すれば検討するという方法をとった。
 - 16) РГАВМФ. Ф.296. Оп. 75а. Л116 об – 17.
 - 17) ベーリング探検隊の別動隊であるシバンベルグが現在の宮城県に、ヴァリトンが千葉県に来航した事件。
 - 18) ポーランド独立戦争に参加し、シベリア送りになったハンガリー人ベニョフスキーが脱出し、帰途ロシアが日本にせめてくるという警告の書簡を長崎のオランダ商館長に送った事件。オランダ商館長から知識人に情報もれ、ロシア脅威論がたかまった。
 - 19) 拙稿「儀礼から見る近世後期の日露交渉—日本型華夷秩序から西洋型国際秩序、または近世から近代へ—」『東アジア近代史』第13号、2010年を参照されたい。
 - 20) 黒竜江下流域の山丹人との交易。
 - 21) 藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、2005年、13頁。
 - 22) Авдюков Ю. Командор. Красноярск, 1995. С.280-281.
 - 23) Российско-Американская компания и изучение Тихоокеанского Севера 1799-1815 гг. М., 1994. С. 151-152.
 - 24) 『通航一覧』第7, 234頁。
 - 25) 同上, 第7, 392頁。
 - 26) 同上, 第8, 11頁。
 - 27) 長崎奉行のこと。
 - 28) РГАВМФ. Ф. 166. Оп. 1. Д. 3989. Л.11-13 об.
 - 29) РГИА. Ф. 18. Оп. 5. Д. 1202. Л.10-10 об.
 - 30) ここでは国後が日本の島となっている。
 - 31) РГИА. Ф.1218. Оп. 11. Д. 45. Л.448.
 - 32) Там же.
 - 33) 「高田屋嘉兵衛書状」(嘉蔵, 金兵衛宛), 1812年, (神戸市立博物館蔵)。
 - 34) Рикорд П. И. Записки капитана флота Рикорда. СПб. 1816. С.55. 翻訳に際しては以下の訳文を参照した。
リコルド著・井上満訳「艦長リコルドの手記」(ゴロヴニン著・井上満訳『日本幽囚記』下, 岩波書店, 1946年)。P.I. リコルド著・斉藤智之訳『対日折衝記』2006年。
 - 35) 『高田屋嘉兵衛遭厄自記』, (大阪府立中央図書館蔵)。
 - 36) РГИА. Ф. 166. Оп. 1. Д. 2498. Л.67 об – 68.
 - 37) 『文化九年高田屋嘉兵衛魯西亞船ニ被捕同十年帰国御公儀松前奉行江上申始末書』, (函館市中央図書館蔵)。

-
- 38) 『通航一覽』第8, 43-44頁. この書翰のロシア語訳については, 保田孝一「ゴロヴニン事件と高田屋嘉兵衛一新発見のシベリア委員会文書と『飄々謾集』を中心に」『地域史研究はこだて』第26号, 箱館市史編さん室)をロシア語文の再和訳については『通航一覽』第8, 44-45頁参照。
 - 39) 藤田覚, 前掲書, 139-157頁。
 - 40) ゴロヴニンは松前の獄に収容されている間, 日本人にロシア語を教授し, ロシア語の教材も作成した。
 - 41) 1794年にアリューシャン列島に漂着した石巻若宮丸漂流民の善六で, 1796年にロシア正教の洗礼を受け, ピョートル・ステファノヴィチ・キセリョフと名乗っていた。
 - 42) 村上貞助と上原熊次郎の手による和訳や露訳のテキストは今もあちこちに残っているが, かなりレベルが高い。
 - 43) 『高田屋嘉兵衛遭厄自記』。
 - 44) 同上。
 - 45) 同上。
 - 46) П. И. Рикорд. Указ. Соч. С.69.
 - 47) 『高田屋嘉兵衛遭厄自記』。
 - 48) 拉致された6人のうち, 3人が病死し, のこったのは水主の金蔵と平蔵と嘉兵衛になっていた。『通航一覽』第8, 49頁。
 - 49) 拙稿「カムチャカの高田屋嘉兵衛」『言語文化研究』第36号, 2010年を参照されたい。
 - 50) 「高田屋嘉兵衛書状」。
 - 51) Добель П. И. (Пер. Г. К.) Записки путешественника по Сибири // Сын отечества. Ч. 27. №1. 1816. С. 13-15.
 - 52) 『通航一覽』卷8, 46頁。
 - 53) 『箱館来棧書類』(古河博物館鷹見泉石文庫蔵)。
 - 54) 同上。
 - 55) В. Мельницкий. Адмирал Петр Иванович Рикорд и его современники. Ч. 1. СПб. 1856. С. 183-184.
 - 56) Там же. С. 184.
 - 57) Рикорд. П. И. Указ соч. С. 83.
 - 58) Там же. С. 101-116.
 - 59) 『通航一覽』第8, 56頁。
 - 60) 『通航一覽』第8, 48頁。
 - 61) トレスキン書翰に関しては有泉和子氏によるシア語文の翻刻と和訳があり, 参照させていただいた。有泉和子「ゴロヴニン事件解決時におけるロシア語文書翻訳文の比較検討」寺山恭輔編『東北アジア研究センターシンポジウム 開国以前の日露関係』, 東北大学東北アジア研究センター, 2006年, 105-138頁。

-
- 62) トレスキンの書翰のロシア語文と日本語訳は、有泉和子氏の前掲論文に収められており、参照させていただいた。また、当時の日本語訳については、『通航一覧』巻313、90頁を参照されたい。
- 63) 1813年10月付けのリコルド書翰は、有泉和子「政治的に利用された事件解決—ゴロヴニン等の逮捕理由と釈放理由の矛盾—」寺山恭輔編『東北アジア研究センターシンポジウム 開国以前の日露関係』（65-88頁）を参照されたい。
- 64) イルコーツカ鎮台の書面は、ホウラシトフ乱妄之仕業を明弁いたし候事を、主と仕候書面に而、其余事は誠実之儀不存候に付、謬語仕候儀と御察被下、不相認も同様思召可被下候（『通航一覧』第8、90頁）。
- 65) 『箱館来様書類』さらに、『飄々謾集』（北海道立文書館蔵）も参照した。ミニツキーの高橋三平と柑本兵五郎に宛てた書翰に関しては有泉和子氏のロシア語文の翻刻と和訳があり、参照させていただいた。
- 66) 『箱館来様書類』有泉和子「ゴロヴニン事件解決時におけるロシア語文書翻訳文の比較検討」寺山恭輔編『東北アジア研究センターシンポジウム 開国以前の日露関係』、東北大学東北アジア研究センター、2006年、97頁、126頁。
- 67) 同上。
- 68) 『通航一覧』第8、70-71頁。
- 69) 同上、71-72頁。
- 70) 『通航一覧』第8、120-121頁。
- 71) 秋月俊幸「ロシアに漂流した日本人たち」北海道日ソ友好文化会館編『日本とロシア—その人物交流の足跡—』、1989年、48-49頁。
- 72) 木崎良平『光太夫とラクスマン—幕末日露交渉の一側面』刀水書房、1992年、113頁。